

新潟県地域年金事業運営調整会議運営要領改正内容

新潟県地域年金事業運営調整会議運営要領の一部を次のように改正し、令和6年2月26日から施行する。

改正後	現 行
6 日本年金機構の会議出席者 ※ 日本年金機構の出席者は調整会議の事務局として参加する。 《年金事務所》 ・ <u>新潟県代表年金事務所</u> の所長、副所長 ・ 新潟県代表事務所長が必要と認めた県内年金事務所長、職員	6 日本年金機構の会議出席者 ※ 日本年金機構の出席者は調整会議の事務局として参加する。 《年金事務所》 ・ <u>地域代表年金事務所</u> の所長、副所長 ・ 新潟県代表事務所長が必要と認めた県内年金事務所長、職員

(傍線部分は改正部分)